

全建総発第 2 号
平成31年4月3日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤晴貞
〔公印省略〕

労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」
受講済者の優先使用について

一般社団法人全国クレーン建設業協会では、建設機械に起因する労災事故を防止するため、オペレーターに対し、「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を実施し、個々の建設現場では当該安全教育を受講したオペレーターの優先使用を推進しております。

この度、同協会より、未だ一部で受講済みのオペレーターの使用が優先されていない現場が見受けられること、及び更なる建設機械に起因する労災事故の撲滅に向けて、当該安全教育を受講したオペレーターを優先して使用するよう要望がありました。

当該講習は、4月から本格運用が開始された建設キャリアアップシステムに技能者情報として登録することにもなっておりまます。

つきましては、貴会会員の皆様に対し、周知方よろしくお願ひいたします。

以上

全ク協発第 1 号
平成 31 年 4 月 1 日

一般社団法人全国建設業協会
会長 近藤晴貞 殿

一般社団法人全国クレーン建設業協会
会長 柴崎祐一



労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士 安全衛生教育」受講済者の優先使用について

謹啓

新緑の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より、当協会に対しまして深いご理解と格別のご指導・ご高配を賜り、厚くお礼
申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭 47、法 57）第 60 条の 2 第 2 項では、事業者は、危険
又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生
のための教育を行うように努めなければならないとされています。

当協会会員は、大変厳しい経営状況にあっても、一貫して自社の移動式クレーンの
オペレータに対して、同項に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を、本制
度発足以来、定期的に受講させております。さらに、平成 6 年からは、クレーン安全
協議会と当協会とがタイアップして、本教育内容をより充実させる等労働災害の撲滅
を目指してまいりました。

当協会では、個々の建設現場での移動式クレーンのオペレータの使用にあたり、本
教育受講の有無を確認し、受講済者の優先使用をお願いしてまいりました。お蔭様で
オペレータからは作業現場では浸透してきているとの報告を数多く受けております。
しかしながら、一部では、受講済者の優先使用をしていない現場があると聞いており
ます。

今後、建設投資の増加に伴い、揚重作業も増加するなかで、建設機械に起因する労
働災害を撲滅するためには、受講済者を優先して作業現場に入れる必要があります。

また、本年 4 月より、本格運用される建設キャリアアップシステムにおきましても、
本講習を技能者情報として登録することになっています。

つきましては、貴団体会員に対して、労働安全衛生法第 60 条の 2 第 2 項の規定に
に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」受講済者の優先使用を徹底されるよう
ご指導いただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

謹白